

# を問う

3月17日に  
5人が一般質問をしました。

## 加藤 光彦 議員

- ・村の人口問題を問う
- ・「産直市」の今後の展開は

## 伊藤 秀樹 議員

- ・危険な空き家の解体に空家対策特別措置法を

## 渡邊 一弘 議員

- ・介護保険料の低減を求める
- ・稲作補助の明確な答えを求める

## 村上 雅之 議員

- ・総郷共有地を遊水池公園に

## 橋本 涉 議員

- ・介護保険料の負担増大やサービスの低下はやめよ
- ・住宅リフォーム助成制度を創設せよ
- ・保育料の値上げはやめよ

### Q. 村の人口問題を問う

### A. 人口増加に向け取り組んでいく



加藤光彦 議員

**Q** 全国的に近い将来、人口減少が急激に加速することが懸念されています。飛鳥村も

例外ではありません。役場は本村の将来人口が10年後、20年後、30年後どのように推移していくと予測しているのかお尋ねします。より正確な人口推計の情報を村民に提供し、認識を共有しながら施策に反映していくべきではないでしょうか。現在、渚地区新規住宅開発事業が進行中であり

ますが、今後、第2、第3の新規住宅開発事業をおこなっていくのか答弁を求めます。また、私は過去に空き家・空き地対策について一般質問しましたが、その時の村長答弁は「空き家・空き地の利活用は検討して具体的な提案をさせていたが、今後どのように進めていくおつもりなのか併せてお尋ねします。20年後、30年後の村の人口構造の基本部分を決めるのは現在、行政・村政に関わっている我々の責務であると思います。将来にわたって活力や活気のある飛鳥村を維持していくために、長期的な視野に立ち、人口を維持する施策が必要だと考えますが、村長の見解を求めます。



久野時男 村長

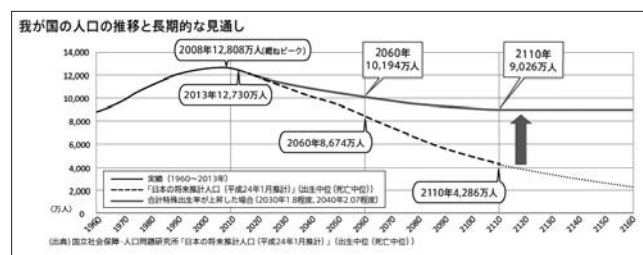
**A** 第4次総合計画の中で将来人口として、平成34年度には、人口が約4400人に減少する見通しにあるとされています。20年後、30年後についても、減少傾向が続くと予想しています。

人口減少問題の克服が

# 策 施

ズバリ!!

ために、平成27年度から取り組む「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の地方人口ビジョンにおいて、2060年までを基本に人口動向分析や将来人口の推計を行い、その人口動向等を踏まえ、「地方版総合戦略」として、まずは31年度までの5カ年の政策目標を策定し、施策を推進します。今後の取り組みについては、住民の皆様公表していく予定です。



政府広報オンラインHPより

次に、第2・第3の住宅地開発事業については、渚地区の住宅地開発は平成27年度から造成工事に入り、宅地分譲は平成29年4月を予定しています。当事業は、1期・2期で概ね46戸の分譲を平成26年度から8年計画で、概ね150人の人口増加を想定しています。村としては、急激な人口増加は好ましくないと考えていますので、その後の住宅地開発については、現在の

の事業を見極め、住宅地開発の必要性を検討します。最後に、空き家・空き地対策については、現在空き家・空き地等を民間業者が再開発をし、販売する等、民間力による対策がされています。今後において、空き家・空き地等の跡地所有者が安心して貸し出せるような制度を検討します。

## Q. 「産直市」の今後の展開は

### A. お客様が満足できる産直市を目指す

加藤光彦 議員

Q 現在、「産直市」はすこやかセンター

とふれあい温泉で営業しています。すこやかセンターの産直市は平成20年にオープンし、ふれあい温泉の産直市は平成26年1月にオープンしました。売り上げは概ね堅調に推移しているようであり、特にふれあい温泉の産直市は売り上げが多く、固定客もあると聞いております。今後、この「産直市」をどのよう

ていくこと。二つ目は友好関係にある市町村や周辺市町の特産品などを販売し、品揃えを増やすこと。もちろん経営母体や人材を確保、育成していくことが、前提であることは言うまでもありません。これらを実現することで産直市の売り上げの向上が見込め、生産者のやりがいや雇用の創出にもつながると思います。同時に温泉、足湯、シバザクラ、産直市が動線で結ばれ相乗効果が期待できます。この場所を村の活性化の拠点として位置付け、各種イベント開催にも活用できると思

います。一つ目はエコプラザを移転させ、その場所を加工所を併設した販売所にして製造販売もおこなうことを提案します。現在、国が進めようとしている「まち・ひと・しごと創生事業」の目的とも合致しており、国の



すこやかセンター「産直市」

施策を追い風にして「産直市」を次の段階へステップアップしていくチャンスだと考えますが、村長の見解をお尋ねします。

村長

**A**

現在、すこやか

センター並びにふ

れあいの郷で行なってい

ます産直市は、すこやか

センターで、平成25年度

で約294万円、平成26

年度2月時点で約323

万円の売り上げがあり、

前年度比で約10%の増額

となっております。ふれあ

いの郷では、週2回の開

催で、平成26年度2月時

点で約128万円の売り

上げとなっております。最

近では、特産品以外の野

菜も出品され、購入され

るお客様には、大変好評

を得ています。生産販売

については、現在ご利用

いただいていますお客様

に、どのようなものが販

売して欲しいかなどの

「需要」や、出荷してい

る農家の方にどのような

農作物が出荷できるかな

どの「供給」を十分調査

したうえで、関係者と協

議をしてその結果を検討

し、支えていきたいと考  
えています。

また、今後、災害協定

を結んでいます豊根村・

稲沢市、並びに近隣の

大治町・蟹江町とも特産品

が販売できないかなど十

分に調査した上で、飛鳥

村の特産品と合わせて販

売した場合、現在の産直

市の場所得手狭になるよ

うな時期がきましたら、

規模の拡大を計画したい

と考えています。

**定義**

「空家等」とは

建築物又はこれに附属する工作物であつて居  
住その他の使用がなされていないことが常態  
であるもの及びその敷地

「特定空家等」とは

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- のいずれかに該当する空家等

**Q. 危険な空き家の解体に  
空家対策特別措置法を**

**A. 特定空家の調査を検討**



**伊藤秀樹議員**

**Q**

東北の震災から  
4年がすぎました。

しかし、東北の震災地  
では、未だに20万人以上  
の人が避難生活を送って  
いるそうで復興したとは  
言い難い状態です。

震災で壊れた空き家を  
取り壊せないのも復興を  
遅らせる要因の一つです。  
また、被災地とは別に、  
利用する見込みがないの  
に固定資産税が更地に比  
べ6分の1になるために、  
空き家を放置している場  
合もあります。

危ない空き家を特定空  
き家と言うそうですが、  
飛鳥村において、特定空  
き家はあるのか。住民か  
ら取り壊してほしいと要  
望が出ている空き家はあ  
るのか。それにこの法律  
を適用出来ないか。お尋  
ねします。

村長

**A**

現在、村内にお  
ける空き家の件数

は、集落排水利用状況  
高齢者福祉、介護保険各  
事業等で把握をしている  
件数は16件ですが、その  
中で特定空家に該当する  
と思われる空き家は、昨  
年11月公布の「空家等対  
策の推進に関する特別措  
置法」にかかる特定空家  
の詳細なガイドラインが  
示されていないことから  
現段階での調査は行われ  
ておらず不明です。

また、住民から取り壊  
し要望の出されている建  
物は、現在、村管理の堤  
塘敷内に2棟で、村はこ  
の2棟について、建物の  
取り壊し及び占用地の明  
け渡しについて、法的手  
続きを進めています。

今後、本法律の詳細なガイドラインが示されたところで種々検討します。



渡邊一弘議員

## Q. 介護保険料の低減を求める

### A. 健康長寿社会に向け、介護予防に力を注いでいきたい

Q

平成27年4月より65歳以上の1号保険者の保険料が年額2万円以上増えます。年金は下がり高齢者は大変だと思えます。村としてなにか手当すべきだと考えますがいかがお考えなのかお答えください。

村長

A

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、3年ごとに見直しを実施されます。村は平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期介護保険事業計画を策定する中で、所得段階を国が定める9段階から12段階とし、基準保険料額

の上昇を抑えるよう検討しました。

介護保険制度が始まってから、村民の皆様が望まれるサービスの向上に努めてきましたが、サー

ビス利用者は増加傾向にあり、また財政安定化基金からの借入金の返還もあることから、第6期の保険料は値上がりとなっています。これは、これ

## Q. 稲作補助の明確な答えを求める

### A. 担い手農家へ支援を検討

Q

渡邊一弘議員

昨年9月議会において米作をすべて委託した場合、米価の急激な下落により地主は概ね1反当たり1万3000円のマイナスとなり今後村は中間管理機構への移行を推進するとのことでした。そして機構に入れば地主に1反1万2400円が入るように村

まで通りの介護サービス水準を維持し適切な運営を図るためにも、介護保険制度の趣旨にのっとり負担をお願いするものです。

今後は、介護を必要としない健康長寿社会に向けて今まで以上に介護予防事業に力を注いでいきたいと考えています。また、平成27年度の新

たな事業として、健康に留意して1年間介護保険の要支援・要介護認定を受けなかった65歳以上の方に、仮称ではあります「すこやか生活奨励事業」として商品券を贈呈することを検討しています。それに合わせ、ふれあい温泉の利用券の発行についても前向きに検討します。

Q

渡邊一弘議員

は平成28年より5年間助成することとした。機構に入れば農家は1万2400円全額補償されるのか。賦課金、水回り経費、畦畔の補修は誰が負担するのか等、はっきりしません。一般に土地を貸した場合、諸経費は耕作者が負うものだと考えますが1万2400円の中に諸経費分は入っているのか、お答えください。



代掻き

部分委託している人は機構に入るか否かと収支を考えたとき諸経費は大きなウエイトを占めるでしょう。このようなことを

はつきりさせないと中間管理機構は前に進まないと考えます。また個人で機械や設備をした人は償却を考えたとき、入ろうとすれば大きなお金を捨てることとなります。このような農家に対しても

村が助成する期間は同じように補助をつけ、時期が来たときに判断をしてもらうようにしたほうが良いと考えます。ですから稲作した田、全てに差額補助は平等につけることが良いと考えますがお答えください。

村長

**A** 農業の規模拡大を計るには、農地を借りなければ達成できないのが実状です。特に、

水稻を主体とする担い手

農家では、規模拡大は作業経費を軽減するために必要不可欠です。

村は、意欲のある担い手農家に農地を集積し、連担化を図り、作業効率を上げ、品質の高い統一的な米作りをする事により、農地が守られ、自然災害等の水害から守り、環境にやさしいむらづく

Q. 総郷共有地を遊水池公園に

A. 先進事例を検証し、

本村に合うものを検討



村上雅之議員

**Q** 村長は、総郷共有地の買い上げを約束されたが、その時期はいつなのか。

次に、総郷共有地の一部は農振除外の申請が必

りを目指す事が出来ます。よって、農地の流動化を進めるには、借り受ける賃料に対し助成を検討しています。賃料は、J・A・農家・借り手等で構成されたメンバーで協議し、その結果を農地中間管理機構が尊重すると聞いていますので、その賃料が1万2400円を下回つ

た場合の差額を地主に補てんするような考えで、平成28年度より期間は5年間として検討します。また、ご指摘の一般農家についても、どのような支援が必要なのかを農家・関係者等の意見をお聞きしながら、今後、検討します。

要となるが、土地所有者である総郷では申請できないので、購入者である村が開発を含めて変更をしてほしい。

最後に、総郷共有地はその昔、「一番滞」として下川の遊水池の機能をしていた。また、海抜ゼロメートル地帯の本村において、日常化したゲリラ豪雨に際しては、下川の貯水能力が追い付かないことが考えられる。こ

うしたことから、共有地を下川「一番滞」に復活させ、隣接する村有地とも併せて遊水池として整備しながら、親水公園へと開発しないかお尋ねします。

村長

**A** 総郷共有地の購入時期については、9月議会に補正予算計上を考えています。

また、総郷共有地の一部の農振農用地除外の申請手続きについては、購入予定者である村が申請をして手続きを進めていく予定です。かねてより親水公園としての利用ができないかの検討を重ねていて、隣接する村の土地開発基金に属する土地も含めた一体的な整備を計画すべきものと考えています。

現時点では総郷共有地を買収したとしても、遊水池として開発することは考えていません。その理由として、総郷共有地は、かつての下川の工事によって、残土が埋め立てられている経緯があり、遊水池として整備するためには、多くの費用が必要となることや、北部の



集排竹之郷処理場と総郷共有地(右)

大部分が農村地帯である本村は、田が遊水池としての機能を有するため、あえて買収した土地を遊水池とすることに對して、村民の理解を得ることが難しいものと考えているためです。

海抜ゼロメートル地帯の村として、ゲリラ豪雨、

スーパー伊勢湾台風等、防災面での対策は、必須と考えていますが、これらの防災対策は、国及び県との協力が不可欠であり、水路改修と排水ポンプの適切な整備によって対応すべきであると考えています。

総郷共有地の所有者の皆さんのご意思を尊重するとともに、周辺の村有地との一体的な開発によって、防災面だけでなく、環境保全面からも、村民の皆さまが集い、気軽に利用できる施設を整備すべきものと考えています。

計画の策定にあたっては、他自治体における先進事例を数多く検証し、本村に合うものを検討します。これらの土地の利用方法については、まず当面、計画の熟考を重ねることとして、財政面で無理のない範囲で、実行に移していきたいと思っています。

**Q. 介護保険料の負担増大やサービスの低下はやめよ**

**A. より良いサービスや地域づくりを進める**



**橋本 渉議員**

**Q** 介護保険料が65歳以上の人たちは40%も値上げされることになりました。

また、利用料も所得160万円以上の人は1割から2割負担となります。いま、年金は下げられ、景気が悪く収入が少ないときに、負担だけが增大しています。

村の財政で負担を軽減すべきです。

介護保険のサービスも要支援1・2の人は村がやることになりました。サービスの低下をしない

**村長**

**A** 村では第6期介護保険事業計画を

いようにしてほしいです。れており、村では、サービスの水準が下がらないよう、これまでどおりの基準で介護保険事業所が実施するサービスが利用できるように、どのようなニーズがあるのかを掘り起し、検討していくこととしています。また、

策定する中で、介護保険サービスに必要な保険料として算定されたものであり、介護保険制度の趣旨にのっとり負担をお願いするものです。

今後の介護保険制度については、平成27年度に大幅な制度改正が予定されています。

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることがで



3年ごとに見直される介護保険計画

きるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

村では、NPOや民間

企業、ボランティアといった人的な資源が他自治体に比べて不足しており、より良いサービスや地域づくりをしていくため、

保健福祉課、地域包括支

援センター、敬老センタ

ー、社会福祉協議会、シ

ルバー人材センターの職

員で検討会を実施してい

ます。

これまでの介護保険サービスや村の事業を提供するだけでは増加する高齢者の支援が行き届かなくなるが予測される

ことから、今後は住民同

士が支え合う仕組みづく

りや高齢者の生きがいづ

くり活動などを通して、

住民がサービスや支援の

担い手になることも想定

しながら検討します。

## Q. 住宅リフォーム助成制度を創設せよ

### A. 耐震リフォーム補助制度の活用を

橋本 渉議員

このたび、飛鳥村では耐震リフォーム制度が創設されまし

た。

三重県では耐震と同時に住宅リフォームをしたときには補助が出ます。

飛鳥村も経済の活性化に役立つため村内業者の工事に対して補助制度を作るべきです。



平成 27 年 4 月現在、飛鳥村の民間木造住宅耐震改修費助成事業として木造住宅無料耐震診断・住宅耐震改修費補助・木造住宅耐震シェルター等設置補助（防災ベッド）・（新）住宅段階的耐震改修費補助・（新）簡易耐震改修（リフォーム）補助があります。詳しくは建設課までお尋ねください。

村長

A

今回、木造住宅の耐震改修にかかる新たな助成制度を2項目追加とし、皆様により活用していただきやすい制度となるよう創設しました。

本助成制度は、居宅のリフォームを計画していただくと同時に地震等に有効な対策をとっていただき、有事の際村民の生命を少しでも危険から回避する目的から創設したものです。

近い将来に発生が危惧されております東海・東南海地震に対する耐震改修工事の推進を図りたいことから、耐震補強を伴わないリフォーム工事についての助成制度については考えていませんがこの度、創設した制度により地元企業に対する経済振興がはかれることを期待しています。

## Q. 保育料の値上げはやめよ

### A. 平成27年から子ども・子育て支援制度が始まる

橋本 渉議員

Q

保育料が最高で月7500円も値上げされます。

今までの保育時間を改め8時間以内は今までと同じですが以上の人には

延長料金を取るようになりました。

今まで32年間保育料を上げずに住民負担を軽減してきましたが、このたび大幅な値上げになります。負担の増大はやめべきです。

また、値上げの内容も1時間延長の人も3時間延長の人も同じ料金になります。時間ごとに改正すべきです。

村長

**A** 保護者の就労実態等に応じ、子供の健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるよう、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、保育必要量として保育時間8時間の「短時間」と11時間の「標準時間」の2区分が設定されました。短時間について

は、今までの通常保育時間と同じですが、標準時間については、新しい制度として制定されました。今回の新制度施行に伴い、階層区分の認定根拠が「所得税額」から「市町村民税額」に変更となり、「固定資産税額」による階層認定の附加は廃止となります。また、各階層区分の保護者負担額が、短時間については現行どおりとし、標準時間については短時間8時間の保育時間換算で設定されています。

- 『子ども・子育て支援制度』の3つの目的
- 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
  - 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
  - 3 地域の子ども・子育て支援の充実



5カ年計画である子ども・子育て支援事業計画

標準時間については、制度改正により新しく制定するものであり、保育士の確保、勤務時間体制等必要となってきましたので議員の言われております「値上げ」とは考えていません。保護者の就労に対応して、短時間を越えた、1時間ごとの延長料金について検討します。

## 委員会レポート

関係議案の審議及び（仮称）大宝地区津波一時避難所・飛鳥学園を視察しました。



3/11

### 文教厚生委員会

関係議案の審議及び（仮称）大宝地区津波一時避難所を視察し説明を受けました。



3/9

### 総務経済委員会

2/19

### 環境対策委員会

検討事項の報告を受け、情報交換しました。